

平成30年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議事日程

平成30年5月14日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第1号 小中学校空調設備整備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第 6 議長 の 辞職 の 許可 について
- 追加日程第 7 議長 選挙 について
- 追加日程第 8 副議長 の 辞職 の 許可 について
- 追加日程第 9 副議長 選挙 について
- 追加日程第10 常任委員 の 選任 について
- 追加日程第11 議会運営委員 の 選任 について
- 追加日程第12 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第13 議席 の 変更 について
- 追加日程第14 議員 の 派遣 について
- 追加日程第15 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 追加日程第16 議第2号 議会選出監査委員の選任について

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
税務課長	松井良明	保険年金課長	井上弘一
教育総務課長	丸橋秀行		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成30年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成30年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早朝よりお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

報第1号、報第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は、地方税法の一部改正に伴う上牧町国民健康保険税条例の一部改正でございます。報第2号は、地方税法の一部改正に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

議第1号は、小中学校空調設備整備工事請負契約の締結についてでございます。内容につきましては、快適な教育環境を整えるため、小・中学校の普通教室、特別教室にエアコンを設置するものでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（辻 誠一） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成30年第1回臨時会の議会運営委員会を、去る5月10日午前10時から、全委員出席により本臨時会の議会運営について慎重に審議いたしました結果、議会審議につきましては、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第1号 小中学校空調設備整備工事請負契約の締結について、以上の3議案については委員会に付託せず、本会議審議とすることに決しました。また、会期は本日1日限りと決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻 誠一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

8番、服部議員、9番、堀内議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（辻 誠一） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 報第1号 専決処分報告について、説明いたします。

専第2号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

今回、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容について説明いたします。

第2条関連、課税額、国民健康保険税の基礎課税額、医療保険分に係る課税限度額を、現行54万円を4万円引き上げ58万円に、なお、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は据え置きとなります。

第23条関連、国民健康保険税の減額。低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を、現行27万円を27万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を、現行49万円を50万円に引き上げるものです。国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るものです。

また、同条第24条関係につきましては、これまで同条第26条保険税の減免に、その他特別の事由により生活が著しく困難になった者のうち同条第27条に該当する特例対象被保険者等を明確化し、その手続において義務づけされていた雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合において提示しなければならないといたしました。これは、マイナンバーによる情報連携等により把握できるものに限ります。

条例の適用につきましては、平成30年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 石丸典子です。

専決処分による国民健康保険税条例の一部改正なんですけれども、国民健康保険税の医療分の限度額が4万円引き上げられるんですが、これにより所得の多い方の限度額は合計で93万円になるわけなんですけれども、今回所得のある方についての引き上げと、あと、5割軽減、2割軽減のところでは対象者を拡大されるということなんです、それぞれ上牧町にお

いて増減の対象見込者数はどのように変わるか把握されていたら、お願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、2条関連でございます。54万円を4万円引き上げにおきましては、平成29年度の実績から算出しました。課税世帯が42世帯と試算しております。

続きまして、23条関連の、今おっしゃいました5割軽減が11世帯の増、2割軽減の対象世帯数は3世帯の減ということで試算しております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） お聞きしておきます。ありがとうございます。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしということで、これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第2号 専決処分報告について、説明いたします。

専第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日、施行されることから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成30年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

今回、地方税法等の改正で、平成30年4月1日に施行された主な改正の内容といたしましては、固定資産税等土地の負担調整措置についての現行の仕組みを3年延長、また、固定資産税等の特例措置関連といたしまして、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設、津波避難施設に係る課税標準の特例措置について対象施設等を追加した上、3年延長に、新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長の見直しとなっております。

それでは、法改正に伴い、改正いたしました上牧町税条例の内容について説明いたします。

具体的な内容といたしましては、第20条につきましては、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備となっております。第24条、第31条につきましては、語句の改正でございます。

次に、第36条の2第2項につきましては、地方税法施行規則の改正に合わせた語句及び項ずれの整理を行っております。また、第47条の3、第47条の5につきましても、地方税法の改正に合わせた語句の改正でございます。

次に、第48条につきましては、法人の町民税の申告納付についての規定で、日本に本店または主たる事務所等を有する法人が外国関係会社に対して課された所得税のうち、租税特別措置法の適用を受ける場合に、控除すべき額を法人税割額から控除する規定の改正でございます。第52条につきましては、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備の改正でございます。

次に、附則第10条の2につきましては、わがまち特例の割合についての規定で、項の削除、追加、項ずれ等の改正でございます。まず、10条の2第1項及び第4項につきましては、特定割合の改正でございます。次に、第10条の2の追加部分につきましては、第10条の2第7項では指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の特例割合を3分の2、第9項では津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に定められた協定避難用部分の協定避難家

屋に新たに課される固定資産税の特例割合を2分の1に、第10項では指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものの課税標準額の特例、指定避難用償却資産を3分の2、第14項では、特定水力発電設備の特例割合を3分の2、第15項では、特定地熱発電設備の特例割合を3分の2、第16項では、特定バイオマス発電設備の特例割合を3分の2、第17項では、特定太陽光発電設備の特定割合を4分の3、第18項では、特定風力発電設備の特例割合を4分の3に改正するものでございます。

附則第10条の3につきましては、第3項から第11項までは政令の項ずれ等の改正に合わせて改正するものでございます。また、附則第10条の3第12項につきましては、高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕、またはバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の一定の施設である改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定を、法律改正に合わせて平成32年3月31日までに所要の措置を講じるものでございます。

次に、附則第11条から附則第13条及び附則第15条につきましては、固定資産の3年に1度の評価がえに伴う特例措置の延長の改正でございます。

附則では、第1条では、この条例の施行期日を法改正の施行と合わせて平成30年4月1日としております。

次に、第2条及び第3条では、町民税、固定資産税のそれぞれに関する経過措置を規定しております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 石丸典子です。

今回の税条例の改正、専決処分、毎年この時期に行われるものなんですけれども、今回からわかりやすい資料をつくっていただきました。大変見やすく、ポイントがわかりやすいです。ありがとうございます。

それで、この資料でお聞きをいたしますけれども、専決処分、上牧町税条例の一部改正についてのナンバー2なんですけど、これ、大変わかりやすく書かれているんですが、要は、今回の改正では固定資産税の部分と法人住民税等のこの2つなんですけれども、その中で上牧町として影響が出るのは固定資産税の土地税制のところかと私は認識しましたが、この内

容をずっと見ますと、なかなか上牧町には当てはまっていない部分があるのかと私は理解したんですけども、そのような理解でよろしいですか。固定資産税の土地税制について、固定資産税の特例及び負担調整の措置として現行の仕組みを3年間延長する改正というのが主なものというふうに私は理解したんですが、そのあたりを説明、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、石丸委員がおっしゃったとおりでございます。さらに詳しく説明をさせていただきますと、本町に関係いたしますのは第10条の2第17項、この部分につきましては特定太陽光発電の設備の部分でございます。それと、第10条の2第26項、この部分につきましては、サービス付き高齢者向け住宅についての特例の部分でございます。それと、10条の3第4項、これもサービス付きの高齢者向けの住宅の部分でございます。それと、10条の3第6項、10条の3第7項等が本町につきまして主に改正する部分でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） はい、わかりました。今後もこのような形で、税条例の一部改正についてはこのような資料をぜひおつくりいただいて、資料で、上牧町ではこの部分が影響になりますという形でご説明いただけたらありがたいですが、その辺、よろしく願いしておきます。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今回初めてこういうふうな資料を出させていただきました。議員の皆様につきましてもこのような形で説明させていただいた方が、町の方としてもわかりやすくなるのではないかなと感じております。今後につきましても、こういうふうなわかりやすい資料でご提示させていただきまして説明をさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第5、議第1号 小中学校空調設備整備工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 議第1号 小中学校空調設備整備工事請負契約の締結について。

小中学校空調設備整備工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月条例第5号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

1、工事名 小中学校空調設備整備工事。

2、工事場所 北葛城郡上牧町内。

3、工事期間 契約の日から平成30年9月30日まで。

4、工事金額 3億780万円(うち消費税及び地方消費税額2,280万円)。

5、契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、執行役員本店長、高田幸伸。

○議長(辻 誠一) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(塩野哲也) 議第1号 小中学校空調設備整備工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

平成30年第1回定例会において平成29年度一般会計補正予算(第8回)として、小中学校空調設備整備工事に係る予算を議決いただきました。この事業について、このたび、入札業

務も整い、契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約内容についてご説明させていただきます。

まず、入札の方法は総合評価落札方式でございます。

工事期間は契約の日から平成30年9月30日までとなっております。

契約の金額につきましては3億780万円で、うち消費税及び地方消費税額は2,280万円でございます。

契約の相手先は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、執行役員本店長、高田幸伸でございます。

以上が、小中学校空調設備整備工事に係る工事請負契約の説明となります。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 3番、遠山健太郎です。

議第1号 小中学校空調設備整備工事請負契約について質問させていただきます。この契約については、今、部長の説明がありましたとおり、総合評価落札方式（簡易型）、一般競争入札により、5月2日開札の結果、入札者が1者で、請負契約締結先がこの議題にあるとおり決まったと。これは、役場の1階の入札公告にも掲示がされていたので、確認をしています。入札者が1者だけだったことや、落札価格が予定価格の99.3%だったことは、そもそもこの総合評価落札方式の制度上の問題と言えますので、ここでは不問としますが、いずれにしても、上牧町内の小・中学校の全児童、生徒、保護者の皆様の念願だったエアコン設置工事がいよいよこれで実現する運びとなり、とてもうれしく思っています。

では、私の方から3点伺います。1点目は、施工内容についてです。1月の補正予算時から具体的な施工方法や施工場所、教室数などの変更がないかどうかいま一度確認をさせていただきます。

2点目は工期についてです。議案書は、工事期間として契約日から平成30年9月30日までとありますが、当初の説明では、夏休み期間を利用して7月から9月を予定しているという説明でした。具体的な工期です。それと、7月から9月ということであれば、当然7月の上

旬と9月は夏休み期間外で学校があります。授業への影響、どのように対策を考えられているのか伺います。

そして、3点目は、今後の夏休み期間についてです。エアコン設置によって快適な学校環境となる反面、児童、生徒や保護者にとって気になることがあります。それは今後、今年度はないでしょうが、夏休み期間が短縮されるのではないかとということです。前回の議会での質疑において、教育長より、この件については当面は考えていないというお話でしたが、今もその方針について変更がないかどうか確認をしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、今ご質問の中で、第1点目の工事場所の変更ということにつきましては、計画どおり前回議会にお示しさせていただいたとおりの予定になっております。

○議長（辻 誠一） 2番目。

○教育部長（塩野哲也） 2番目の工事の工期の確認ということで、実質工事につきましては7月から9月ということになっております。今おっしゃられましたように、工事につきましては、夏休み期間を中心とやることになっておりますが、その前の工事事務所の設置や進入路の確保という工事が7月の夏休み前に計画しておりますので、これについては土、日のみでやる予定をしております。また、9月につきましては、工事としては8月中に終わる予定なんですけども、足場の撤去や事務所の撤去ということで、9月1カ月を見ております。これについても土、日でするように業者との打ち合わせはもう終わっております。

それと、3点目の夏休み期間について短縮があるかということで、さきの議会で確かに教育長の方から夏休み期間の短縮化は当面考えていないということがありました。その考えについては事務局としても同じなんですけども、ただ、今後の状況により、そのことについて、これからは協議研究を進めなくてはいけないというのは考えております。

以上です。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 詳しい説明ありがとうございました。確認します。

1点目については、工事内容は変わっていないということで、前回の教室数が88教室ということなんです。

2点目の工期については、夏休み期間外は基本的に土、日に実施するというので、授業に対する影響がないということで、大変ありがたいと思います。

3点目については、夏休み期間は当面考えていないけども、今後の事情によって検討していくと、これにつきましてはもし変更することがありましたら、事前にこちらの方に、こちらといたしますか議会にもお示ししていただきたいと思います。その点だけお約束いただけますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今後の計画としてそういうことが上がってきた場合は、当然議会の方にまず第一に報告または相談ということをしていただきたいと思います。と思っております。

○3番（遠山健太郎） 以上です。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 石丸典子です。

小・中学校のエアコン設置工事なんですけれども、この工事内容は小学校3校、中学校2校で合計88教室で、185台のエアコンを設置するというふうな内容で以前資料をいただいておりますけれども、今回は総合評価落札方式ということで、夏休みを活用して一斉に設置をするというふうな町長の方針があると思いますけれども、建物がそれぞれ別の5つの建物です。本来なら、分割発注をしてより多くの業者の参入ということも、単純に考えたらできると思いますが、その辺についての、今回の一括で契約の運びとするメリットについてご説明をいただきたいと思います。落札率においても99.3%ということで、高い落札率になっておりますけれども、全部大きな1本にしますと、なかなか大きな業者しか参入できないということもあるかと思っております。個々のエアコン設置、小さな事業でしたら、例えば保育所とか幼稚園とかのエアコンの取りかえ等であれば、小さな業者でも、町内の業者でも設置をしているんですけれども、今回台数が多くなるということですが、そのほかに総合評価落札方式にするに当たっての評価のポイント、どのようなことを重きに置かれたのかということをお聞きしたいと思っております。

それと、これ、多分一斉に工事が行われると思いますけれども、私が考えますのは、下請業者か何かが請け負われて一斉に工事をされると思うんですけれども、その辺の一連についてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1点目のお話でございます。

個々に発注しないのかという部分の回答でございますが、例えば、個々に発注をしました

ら、経費、やっぱり一般管理費、そういう部分が費用としてコスト的に高くなってしまいう部分が一発発生してくるのではないかなというふうには考えております。ですから、その点、今回総合評価落札方式でさせていただいているわけですが、この部分につきましては、やはり価格、それと施工能力等々が総合評価につきましては一番大事になってくるのではないかなというふうに考えております。ですから、総合評価の中でも品質管理とか、やっぱり安全面等々のお話も出てくるかなというふうにございますので、そういうふうな部分も総合的に含めまして、今回総合評価落札方式でさせていただいたわけでございます。

それと、評価のポイントでございます。先ほど言いましたように、今回施工する部分におきまして、品質管理、それと施工管理という部分で提案を求めさせていただきまして、その部分におきまして評価を総合的に判断させていただき、今回の議案の提出とさせていただいているところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） これ、5校で88教室なんですけれども、どこから先というふうな工事の手順は、一斉に行く。そこまでは把握されていませんか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 工事につきましては一斉という形になります。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 今回、88教室185台ということで、一斉に設置をするという大きな事業なんですけれども、私が1つ言いたかったのは、地元業者の育成という観点からもぜひ町として検討をいただきたいということで、今後についても、この件についても十分にそういう観点での検討もよろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。エアコン設置といいましたら、どこの業者でもできるような、素人かもわかりませんが、安全管理等いろいろありますけれども、その辺については参入しやすいのではないかと思います、その辺をよろしくお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今おっしゃっていただきました地元業者育成という部分につきましても、大事な部分であるというふうには認識しておるところでございます。ですけど、指名願を提出していただくときに、この部分につきましては、やはり電気関係の業者さんになってくるのではないかなというふうには考えております。ですから、地元業者さんで、今、手元には資料はございませんが、どれだけの電気業者さんが指名願を出されているのかという

のも確認をしなければならないわけですが、この部分につきましては金額的にも相当高額な金額になっておりますので、その辺も今後考えながらやっていかなければならない部分だとは考えております。ですけど、今回こういうふうな3億780万円という高額な部分につきましては、地元業者でできるのかどうかという部分も今後の検討課題になってくるのかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） お聞きをしておきます。私は、例えば、小学校の業者、小学校の契約、中学校の契約と、個々に分けることもできるわけなんですけど、今回事務手続が煩雑になるというのは確かにわかりますし、逆に経費がかかるということも理解できるところですが、今後についてもこの地元業者育成という観点もぜひ考慮をいただいて、検討していただきたいと思っております。お聞きをしておきます。

以上で終わります。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 2番、竹之内剛です。よろしくお願ひします。

1点だけお伺ひします。説明書の中の3番です。工事期間について、今、部長の方からご説明いただきました期間は7月から9月の夏休み期間中で終えられると。最大延長でも9月30日までには何かしらの工事の期間が終わるということをお聞きしましたけれども、ご承知のように、上牧町におきましては、スポーツ少年団その他スポーツ施設の関連で小学校、中学校を使用すると思うんですけれども、こちら、先ほど部長の方から工事の経路、運搬等につきましては、また、グラウンド等体育館等につきまして使用されるのであれば、影響が出てくると思っておりますけども、この辺の説明を少しお願いできますか。その1点です。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その件につきまして、今、各小・中学校とまず打ち合わせをして、中学校におきましては、運動部関係についてはほとんど支障はないということで答えが出ております。ただ、室内でする文化系のクラブについては、現在クーラーのついている教室を基本に、安全面を注意しながらやっていくという形でやっております。

今言われました、もう1つ、スポーツ少年団等については、グラウンド的には多少の縮小はしますけども、グラウンドはほとんど使える状態ということでやっておりますので、その部分については各スポーツ少年団にも連絡が行って、あと、まだ工事が入っていないので、

いざ工事が入る段階でその都度連絡はするよというこで今進めているところでありま
す。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） はい、理解しました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時45分

○副議長（石丸典子） それでは、再開いたします。

辻 誠一議長から議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにご異議ご
ざいせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題といたします。

(12番 辻 誠一 退場)



◎議長の辞職の許可について

○副議長(石丸典子) 追加日程第6、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長(山本敏光) 平成30年5月14日。

上牧町議会副議長、石丸典子殿。

上牧町議会議長、辻 誠一。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長(石丸典子) 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

辻議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

よって、辻議長の辞職を許可することに決しました。

(12番 辻 誠一 入場)

○副議長(石丸典子) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題といたします。



◎議長選挙について

○副議長（石丸典子） 追加日程第7、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（石丸典子） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に吉中議員、富木議員、東議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

（投票用紙配付）

○副議長（石丸典子） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（石丸典子） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席2番の方からお願いいたします。

（投票）

○副議長（石丸典子） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○副議長(石丸典子) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票。有効投票のうち、辻議員6票、康村議員4票、富木議員1票、長岡議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、辻 誠一議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(石丸典子) ただいま議長に当選されました辻 誠一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました辻 誠一議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(12番 辻 誠一 登壇)

○12番(辻 誠一) 皆様、2年目も再任していただきまして、どうもありがとうございます。

先ほどの議員懇談会におきまして所信等を表明させていただきましたが、上牧町のよりよい、より活発な議会を目指して、皆さんとともに協力し合い、よいものにしていきたいと思っております。そして、この1年間で最終の年となります。ここで、議会基本条例等を主に見直し、評価し直し、そして次の議会に布石となるように頑張りたいと思っております。また、議員懇談会でもいろいろご指摘いただきましたご意見、ありがとうございました。また、至らぬ点もあったかと思っております。その点も反省しております。そして、皆様とともにまたご意見を頂戴いたしまして、よりよい上牧町の議会といたしたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(石丸典子) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。

副議長、石丸典子君から副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題といたします。

石丸君の退場を願います。

（1番 石丸典子 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（辻 誠一） 追加日程第8、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（山本敏光） 平成30年5月14日。

上牧町議会議長、辻 誠一殿。

上牧町議会副議長、石丸典子。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、お諮りいたします。

石丸君の副議長の辞職を許可することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、石丸君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

石丸君、入場願います。

(1番 石丸典子 入場)

○議長(辻 誠一) ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。

これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として議題といたします。



◎副議長選挙について

○議長(辻 誠一) 追加日程第9、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(辻 誠一) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に遠山議員、長岡議員、竹之内議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

○議長(辻 誠一) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(辻 誠一) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番の方から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(辻 誠一) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(辻 誠一) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、堀内君8票、服部君4票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、堀内君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(辻 誠一) ただいま副議長に当選されました堀内君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました堀内君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(9番 堀内英樹 登壇)

○9番(堀内英樹) ただいま副議長にご推挙いただきました堀内です。大変責任重く感じています。ご推挙をお受けするとともに、簡単に所信を申し上げたいと思います。

この平成30年度でございますが、私ども上牧町議会にとっても、また上牧町にとっても大変大事な年であるというふうに思います。町の行政の、あるいはまた財政の再建というのは

まだまだ途上でございます、特に財政状況は決して楽観できるものではないというふうに考えております。その中で、議会の役割でございますが、平成30年度は4年任期の最終年度でもございます。したがって、議会基本条例にうたわれました実施状況の見直しとか、あるいは検証作業をきちっとやることも求められております。その結果をまた住民の皆さんにも公表するということが大切ですし、必要とあれば条例改正も含めて取り組まなきゃいけないという時期でございます。したがって、今年度は12名の議員全員で力を合わせてすんなりと、あるいはまた円滑に議事運営を行い、議会としての仕事を行って、そして来年4月に実施される予定の統一地方選挙にまた頑張っていただきたい、いきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。(拍手)

- 議長(辻 誠一) 堀内君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時41分

- 議長(辻 誠一) 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題としたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。



◎常任委員の選任について

- 議長(辻 誠一) 追加日程第10、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行い

ます。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任につきましては議長一任と決まりました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、竹之内議員、牧浦議員、富木議員、服部議員、東議員、辻議員、以上6名を、そして文教厚生常任委員に、堀内議員、遠山議員、吉中議員、長岡議員、石丸議員、康村議員、ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長(辻 誠一) 追加日程第11、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のため申し添えます。

議会運営委員に、竹之内議員、遠山議員、牧浦議員、吉中議員、長岡議員、東議員、以上の6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、広報委員会におきましても、他の委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのようにすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、広報委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。広報委員に、竹之内議員、遠山議員、牧浦議員、長岡議員、服部議員、石丸議員、康村議員、以上7名を選任いたします。

ただいま選任いたしました広報委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長及び副委員長を互選していただきましたので、発表いたします。

総務建設委員会委員長、東議員。副委員長、富木議員。

文教厚生委員会委員長、長岡議員。副委員長、遠山議員。

議会運営委員会委員長、吉中議員。副委員長、竹之内議員。

広報委員会委員長、竹之内議員。副委員長、遠山議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続して調査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第12として議題としたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第12として議題にすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（辻 誠一） 追加日程第12、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申し出があります。この申し出のとおり、所管事

項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第13として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



◎議席の変更について

○議長(辻 誠一) 追加日程第13、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

議長、副議長の役員改選によりまして、1番、堀内議員、9番、石丸議員と変更いたします。

なお、本臨時会は、ただいまお座りの議席のままといたします。次期議会まで事務局の方で名札の差しかえをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長（辻 誠一） 追加日程第14、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が、行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。平成30年度において、会議規則第73条、第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、平成30年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第6条の規定による組合議員の任期が満了となるため、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。



◎山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について

○議長（辻 誠一） 追加日程第15、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを議題といたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として服部議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、服部議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ここで、ご報告申し上げます。ごみ処理問題特別委員会の委員長を互選していただきましたので、ご報告いたします。

ごみ処理問題特別委員会委員長に康村議員が選ばれました。よろしく願いいたします。

議会選出監査委員の追加日程。ただいま町長から、議会選出監査委員の選任について議案が提出されております。

お諮りいたします。

議会選出監査委員の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出監査委員の選出についての議案を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時01分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

富木議員の退出を求めます。

(7番 富木つや子 退場)



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 追加日程第16、議第2号 議会選出監査委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 議会選出監査委員の選任について。

下記の者を議会選出監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町、富木つや子。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第2号 議会選出監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員に欠員が生じたので、新たに富木つや子議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

富木議員、入場願います。

（7番 富木つや子 入場）



◎閉会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。



◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） ただいま議長、副議長並びに常任委員会の委員長等、ご就任されまして、大変おめでとうございます。また、今度ともよろしくお願いを申し上げます。

これから大変暑くなってまいります。皆さん体調にご留意をされ、6月議会もございましたので、しっかりと議論をしていただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） これをもちまして、平成30年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも、皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 誠 一

署 名 議 員 服 部 公 英

署 名 議 員 堀 内 英 樹